

奄美市ICTプラザかさり入居用施設使用者募集要項

1 趣旨

奄美市ICTプラザかさり（以下、「本施設」という。）は、奄美市の情報通信関連の新たな企業・仕事誘致の推進及び地元企業の育成を図ることを目的とした、企業入居スペース、創業支援オフィス等を備えた情報通信関連企業・技術者の拠点施設です。

この要項は、平成24年4月に供用開始した本施設の入居用施設（インキュベートルーム）の使用者募集にあたっての応募方法等に関し、必要な事項を定めるものです。

2 施設の概要等

(1) 施設概要

建物名称	奄美市ICTプラザかさり
構造階数	RC造平屋建（一部S造3階増設）
所在地	奄美市笠利町万屋 1249 番地 2
敷地面積	1,036 平方メートル（313 坪）
延床面積	本館(旧紬の館) : 356.89 平方メートル（107.96 坪） 別館(旧組合事務所) : 67.31 平方メートル（20.36 坪） 増築(会議室等) : 144.37 平方メートル（43.67 坪） 延床面積計 : 568.57 平方メートル（171.99 坪）
入居用施設	本館7室，別館1室(空室の場合，研修室としても利用可)
エレベーター	本館1基（3人乗り，積載荷重200kg）
駐車場	有り
使用時間・休館日	入居用施設：24時間，365日利用可 会議室・研修室：平日午前9時から午後10時まで，12月29日から1月3日までは休館
その他	本館：会議室1室，インキュベーションマネージャールーム，サーバー室，発電機室，管理人室，給湯室，倉庫，トイレ 別館：給湯器，倉庫，トイレ

(2) 入居用施設（インキュベートルーム）仕様

空調設備	個別空調システム
電気設備	単相100V（2口コンセント：4～5箇所）
施錠	カードキーシステム
電話	電話線受口1ヶ所（入居者による個別契約が必要）
床面	フリーアクセスフロア（高さ15cm、耐荷重300kg/平米）
天井高	2.7m
テレビ端子	1箇所(地上波のみ，入居者による個別契約が必要)
可動間仕切り	入居者設備1号室～4号室，5号室～7号室は，可動の間仕切りで仕切られているため，空室の場合はこの間仕切りをはずし，使用することも可能です。

(3) インターネット利用環境について

本施設内の各入居用施設は、NTT西日本提供「フレッツ光」の「共用回線」又は「個別契約回線」のいずれかにより、インターネットをご利用になれます。

なお、共用回線は各入居用施設内に指定のLANコンセントがあり、それと接続することによりインターネット利用が可能です。

「共用回線」では固定IPアドレス利用不可のため、固定IPが必要な場合は、個別で任意の光回線を契約していただく必要があります。

回線種別	契約主体	回線名称	入居企業の通信料負担	「ひかり電話」利用
共用回線	奄美市	フレッツ 光ネクスト	不要	不可
個別契約回線	入居企業	任意の光回線	要	可

(4) その他

ア) 必要な備品、機器等は入居者準備となります。

イ) サーバー室に、入居用施設ごとのサーバーラック(37U)を設置しています。

ウ) 退去時の原状回復に必要な費用が生じた場合には、全て入居者の負担とします。

3 応募できる者の要件

次の条件に該当する個人又は法人。

- (1) 情報通信関連分野において、創業しようとする者
- (2) 情報通信関連産業を営む者

4 使用期間

使用期間は年度単位（4月1日から翌年3月31日）で最大1年間。ただし、1年ごとに使用期間の更新申請を行うことができます。なお、使用期間の延長は、最初の使用日から起算して最長5年を超えない範囲内となります。

5 募集の対象となる入居用施設及び使用料等(R2.4.1現在)

部屋番号	入居状況	面積(平米)	月額使用料	備考
1号室	入居中	32.06	17,600円	可動間仕切り 最大125.94㎡の部屋 として利用可能
2号室	入居中	30.72	16,860円	
3号室	入居中	30.72	16,860円	
4号室	入居中	32.44	17,800円	
5号室	入居中	20.10	11,000円	可動間仕切り 最大60.30㎡の部屋 として利用可能
6号室	入居中	20.10	11,000円	
7号室	空室	20.10	11,000円	
8号室	空室	67.30	36,980円	別館, コワーキングスペースとして使用中

注1 各入居用施設の電気代は、個別負担となります。

注2 別途、水道料金・ガス料金等を共益費として徴収します。

6 使用料の減免

次の条件に当てはまる場合は、入居用施設使用料の減免があります。

申請者の区分	減免する額	減免の期限
情報通信関連産業の創業予定者	使用料の全額	入居後3年間
入居時において本市に住所又は企業施設を有する創業（設立）後5年未満の情報通信関連産業事業者	使用料の全額	創業後5年を経過する日が属する月までとし、入居後3年間を限度とする。
入居時において奄美群島内に住所又は企業施設を有しない情報通信関連産業事業者	使用料の全額	入居後3年間
情報関連産業の支援のための共同研究等を行う学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学又は高等専門学校	使用料の全額	入居から5年間を限度とし市長が認める期間
その他市長が特に必要と認める者	市長が相当と認める額	入居から3年間を限度とし市長が認める期間

注 奄美市内への事務所設置予定期間が3年以上であることが条件となります。

7 応募方法

(1) 応募書類

次の書類を持参または郵送（簡易書留）により提出してください。なお、応募書類は返却いたしませんのでご了承ください。また、提出書類記載の情報は、入居審査及び入居後の支援以外の目的で使用することはありません。

- ア) ICTプラザかさり入居用施設使用許可申請書
- イ) 企業概要書
- ウ) 事業計画書
- エ) 直近3年分の決算書（法人及び既に事業を実施している場合）
- オ) 添付書類

【法人の場合】登記簿謄本、納税証明書、定款、企業概要（パンフレット等）

【個人の場合】住民票、納税証明書、確定申告書等の写し

(2) 応募受付期間及び時間

随時受付（ただし、土曜、日曜、祝日は除く）

午前8時30分から午後5時15分まで

(3) 選定方法

ア) 事務局による要件審査

イ) 選定委員会の開催

※原則として、申請者本人によるプレゼンテーションを求めます。

ウ) 選定結果の通知（選定委員会の採否結果を郵送等で通知します。）

※選定結果に対する個別の問い合わせには応じかねます。

(4) 受付場所及び問い合わせ先

奄美市 商工観光部 商工情報課 情報労政係（担当：森永，中江）
住所：〒894-0026 奄美市名瀬幸町25番8号
電話：0997-52-1111（内線：5303） FAX：0997-52-1359
E-mail：ict@city.amami.lg.jp

（5）施設管理課

奄美市 笠利総合支所 産業振興課 産業振興係
電話：0997-63-1111（内線：3077・3076）

8 その他

奄美市ICTプラザかさは、単に事務所を提供することのみを目的とした施設ではなく、入居者の育成支援・ビジネスマッチング等を行う情報通信産業インキュベーター施設です。そのため、入居にあたっては次の事項にご同意いただきます。

- （1）インキュベーションマネージャー，管理人及び担当課からの協力要請に対しては，可能な限り協力すること。
- （2）施設の利用にあたっては、危険物等の使用，騒音，振動，悪臭等の恐れのある使用，公序良俗に反する使用，その他「奄美市ICTプラザかさは条例」及び「同条例施行規則」の規定に違反する使用は行わないこと。